

閱 覧 等 申 請 書

※太枠内に所要事項を記入してください

高山市長 宛 令和 年 月 日 申請

<p>窓口に来られた方 (申請者)</p>	住所 (所在地)						
	氏名 (名 称)						
	電話番号						
<p>どなたの名寄帳が 必要ですか (所有者または納税義務者)</p>	住所 (所在地)						
	氏名 (名 称)						
<p>※申請者本人の名寄帳が必要な場合や、名寄帳以外の閲覧の場合、本欄への記入は不要です</p>		<p>※代理人による申請の場合は、別途委任状、代理人選任届、もしくは税務代理権限証書を添付してください。</p>					
閲覧区分	枚数等 閲覧 (枚,冊)	申請する写しの枚数など					手数料 (円)
		A0判 500円/枚	A1判 400円/枚	A2判 300円/枚	A3判 200円/枚	A4判 100円/枚	
<input type="checkbox"/> 公図 (字絵図)							
<input type="checkbox"/> 地番現況図							
<input type="checkbox"/> 航空写真					100円/枚		
<input type="checkbox"/> 路線価台帳							
<input type="checkbox"/> 分合筆申請書	300円/冊	登記所受付年月日 年 月 日			100円/枚		
<input type="checkbox"/> 課税台帳兼名寄帳		平成・令和 年度 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 償却資産					
閲覧する資産の区分と所在地番					合計		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	高山市	町			番地		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	高山市	町			番地		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	高山市	町			番地		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	高山市	町			番地		

◎課税台帳兼名寄帳の閲覧・写しの交付申請の場合、本人確認及び次の書類の添付をお願いしています。

申請者	納税義務者、所有者、市内納税義務者と同一世帯で生計を一にする親族	資産所有者の相続人	資産所有者の相続人	納税義務者と同一世帯で生計を一にする親族 (市外居住者)	納税義務者と同一世帯で生計を一にする親族 (市外居住者)	借地人、借家人など	借地人、借家人など	賦課期日後の所有者	賦課期日後の所有者	固定資産の処分をする権利を有している人	固定資産の処分をする権利を有している人	代理人	代理人
申請権限	納税義務のある資産、所有している資産	被相続人 (亡くなられた人) が所有している資産	被相続人 (亡くなられた人) が所有している資産	納税義務者が所有している資産	納税義務者が所有している資産	賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する資産	賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する資産	所有された年度以降の資産	所有された年度以降の資産	固定資産の処分をする権利を有している資産	固定資産の処分をする権利を有している資産	委任を受けている資産	委任を受けている資産
添付書類	不 要 ※親族の確認は職員が住民情報等で確認	相続人であることが確認できる除籍謄本・戸籍謄本	相続人であることが確認できる除籍謄本・戸籍謄本	納税義務者の委任状、又は住民票の写しなど	納税義務者の委任状、又は住民票の写しなど	賃貸借契約書、賃貸料払込領収証書の写しなど	賃貸借契約書、賃貸料払込領収証書の写しなど	売買契約書の写し、不動産登記簿謄本など	売買契約書の写し、不動産登記簿謄本など	上記権利を有していることが確認できる書類	上記権利を有していることが確認できる書類	委任状、代理人選任届など	委任状、代理人選任届など
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (顔写真付) <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 住民情報による確認 <input type="checkbox"/> その他 ()											担当者	担当者

◎土地・家屋の所有者及び公図等について登記所の原簿とは異なっている場合があります。